

介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る要件等について

1. 介護職員等特定処遇改善加算の区分

- ・加算Ⅰを取得 ※一部拠点（特別養護老人ホームいづはらⅡ）のみ加算Ⅱを取得

2. 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ取得のためのキャリアパス要件について

①キャリアパス要件Ⅰについて下記の基準をすべて満たしております。

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ. イにあげる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ. イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

②キャリアパス要件Ⅱについて下記の両方の基準を満たしております。

- イ. 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び資格支援等のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
 - ・介護福祉士、介護支援専門員取得のための勉強会の実施
 - ・受験や研修受講に対する勤務シフトの配慮を実施
 - ・無資格未経験者の新卒介護職員に対し、介護職員実務者研修受講費用について法人負担を実施
 - ・法人内において喀痰吸引等研修を実施
- ロ. イについて、全ての介護職員に周知している。

③キャリアパス要件Ⅲについて下記の両方の基準を満たしております。

- イ. 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
 - ・経験に応じて昇給する仕組み
 - ・資格等に応じて昇給する仕組み
 - ・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
- ロ. イについて、全ての介護職員に周知している。

3. 職場環境等要件について

①資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

②労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・子育ての両立を目指す者のための育児休暇制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③その他

- ・中途採用者に特化した人事制度の確立
- ・非正規職員から正規職員への転換